

詠唱教司になるには

1 級詠唱講司認定後、所定の研修会を修了および認定後 3 年以上経過した僧侶及び寺族は、3 級詠唱教司を受験することができます。

詠唱教司検定試験の日程は告示によりお知らせいたします。

受験資格

- (1) 3 級詠唱教司 1 級詠唱講司認定後、3 年以上経過した方
- (2) 2 級詠唱教司 3 級詠唱教司認定後、3 年以上経過した方
- (3) 1 級詠唱教司 2 級詠唱教司認定後、3 年以上経過した方

※(1)～(3)の受験資格者は、経験年数のほか、現級認定後に、中央詠唱教司研修会を 1 回以上修了した後に地区詠唱教司研修会を 1 回以上修了することが必要となります。以上の要件を満たした方は、再度、中央詠唱教司研修会を受講することで、研修会に併修される詠唱教司検定試験の受験が可能となります。

※その他、1 級詠唱教司に認定される方は、詠唱規程（宗規第 30 号）第 28 条に基づく、1 級詠唱教司の認定要件を具備しなければなりません。

—1 級詠唱教司の認定条件—

第 25 条 1 級詠唱教司に認定される者は、2 級詠唱教司に認定後、3 年以上を経過している者で、次の各号に掲げる認定要件を 6 項目以上具備しなければならない。

1. 本宗の教旨及び目的を熟知し、優秀なこと。
2. 吉水講の信条を体解し、優秀なこと。
3. 適正な詠唱教授法が行え、その指導が優秀なこと。
4. 適正な詠唱のお唱え及び舞の実演が行え、優秀なこと。
5. 適正な法式の作法及び行儀が行え、優秀なこと。
6. 普及委員を 4 年以上経験していること。
7. 詠唱の発展に関して、特に功労があること。

手続き

(1) 中央詠唱教司研修会受講のみ申込される場合

中央詠唱教司研修会受講のみを希望される方は、告示を参照のうえ、申請書に必要事項を記入し、検定試験の項目において「受験しない」を選択のうえ、所属寺院住職の承諾を得て組長・教区長を経由して、必要経費を添えて、宗務庁へ提出してください。

(2) 中央詠唱教司研修会受講ならびに詠唱教司検定試験受験を申込される場合

中央詠唱教司研修会受講ならびに詠唱教司検定試験受験を希望される方は、告示を参照のうえ、申請書に必要事項を記入し、検定試験の項目において「受験する」を選択のうえ、所属寺院住職の承諾を得て、組長・教区長を経由して、必要経費を添えて、宗務庁へ提出してください。

(3) 地区詠唱教司研修会受講を申込される場合の手続き

地区詠唱教司研修会受講を希望される方は、告示を参照のうえ、各担当事務局にお申し込みください。

冥加料

	検定	認定
3級詠唱教司	5,000円	10,000円
2級詠唱教司	5,000円	20,000円
1級詠唱教司	5,000円	30,000円
詠唱教司袈裟冥加料		10,000円

様式番号

330

申請書名

中央詠唱教司研修会受講申請書

お問い合わせ

教学部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0480 FAX 075-531-5105